

加西市災害時要配慮者避難支援計画

令和5年3月改定

兵庫県加西市危機管理課

加西市災害時要配慮者支援計画

第1 総則

1 目的

この計画は、加西市地域防災計画に基づき、市域に係る地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）の避難の支援に関し、個人情報の保護に留意しつつ、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定め、もって要配慮者の避難の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2 避難支援を行う対象の範囲

この計画に基づいて避難支援を行う対象の範囲は、次のとおりとする。

(1) 人的範囲（「要配慮者」の範囲）

次のいずれかに該当する者であつて、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族の介助により避難に支障がない者を除く。）を対象とする。

- ① 障がい者（身体、知的、精神）
- ② 要介護等認定者
- ③ 高齢者のみの世帯
- ④ 妊産婦（乳幼児含む）
- ⑤ 外国人生活者
- ⑥ その他市長が必要と認める者

(2) 地理的範囲

全市域を対象とする。ただし、要配慮者の住所、性別、生年月日、要配慮の理由、電話番号、緊急連絡先、支援者等の避難支援に必要な個人情報を申請に基づき登録する台帳（以下「要援護者台帳」という。）の作成等は、地域住民の深い理解と積極的な協力なくして的確に実施することはできないことから、民生委員児童委員等（以下「民生委員等」という。）の協力を得て順次実施することとする。

3 個人情報保護のための措置

市長は、この計画の実施に当たり、加西市個人情報保護条例（平成17年加西市条例第2号。以下「条例」という。）第3条に基づき、個人情報の取扱いについて、その適正な実施を確保するため、次のとおり所要の措置を講ずるものとする。

(1) 個人情報保護に関する指導・啓発

市長は、健康状態、病歴、心身の障がい等に関する個人情報が、適正な取扱いを行

うべき個人情報の中でも特に配慮を要する、いわゆるセンシティブ情報（特に機微に触れる情報）であり、この計画の実施に当たってはまさにこのセンシティブ情報を取り扱うことに留意し、関係する職員、自主防災組織等の構成員、要配慮者の避難を支援する者、民生委員等がその重要性を十分に認識し、万が一にも取扱いに誤りのないよう、必要な指導、啓発等を行うものとする。

(2) 個人情報の管理

市長は、この計画の実施に伴い個人情報を取り扱う職員、自主防災組織等の構成員、支援者等に対し、個人情報について、条例第10条第1項の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底するものとする。

- ① この計画に定めた者以外の者に関覧させ、または伝達しないこと。
- ② この計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。
- ③ 紙媒体により管理すること。（市長が管理する場合を除く。）
- ④ 個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な金庫等に保管すること。
- ⑤ 市長は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要となった個人情報を、市長以外の者が保有するものは返納させ、確実かつ速やかに廃棄し、または消去すること。

4 防災部局と関係部局との連携

市長は、防災対応の主たる担い手である総務部と要配慮者に関する情報を保有する健康福祉部・北はりま消防本部加西消防署に、平常時から連携してこの計画の実施に当たらせ、災害時における要配慮者の支援体制の確立を図るものとする。

5 加西市社会福祉協議会との連携

市長は、市部局関係者に対し、加西市での地域福祉の担い手である加西市社会福祉協議会（以下「加西市社協」という。）と平常時から連携を図らせ、災害時における要配慮者の支援が円滑に実施できるよう体制の確立を図るものとする。

第2 平常時における措置

1 要配慮者避難支援に係る広報啓発等

市長は、自治会（自主防災組織）等と連携し、災害時において市民の生命、身体等を保護することの重要性に鑑み、防災マップの住民配布や住民参加型の防災講習会等を通じて要配慮者や支援者となる地域住民に避難情報等の意味や留意点を周知するとともに、この計画の趣旨、内容等について市民に対して積極的に広報啓発を行い、要援護者台帳等の作成に努めるものとする。この場合において、水害時における浸水被害、震災時における家屋倒壊被害等の懸念が強い地区において実施の緊急性が高いことに留意し、こ

これらの地区において取組みが推進されるよう優先的に説明会を開催するなど必要な配慮をするものとする。

自治会（自主防災組織）等は、市長と連携し、この計画の趣旨、内容等について地区住民に対して広報を行い、啓発に努めるものとする。

2 要援護者台帳等の作成

市長は、民生委員等の協力を得て、平常時において次のとおり要援護者台帳の作成等を行うものとする。

(1) 民生委員等による要配慮者の把握

① 民生委員等は、対象世帯に要援護者登録申請書（以下「登録申請書」という。）を配布・回収し、その地区における要配慮者の所在を把握するものとする。民生委員等は、登録申請書の配布に当たり対象世帯に対してその趣旨等について十分に説明を行うとともに、回収に当たり要配慮者台帳への登録を希望する者については、その意向を尊重しつつ、災害時において当該要配慮者を支援する者2名以上の指定その他の個別避難支援計画の策定を行うものとする。

② 民生委員等は、回収した登録申請書を取りまとめて市長に提出するものとする。この登録申請書の配布・回収・取りまとめは、必要に応じ、あらかじめ市長と協議した上で、加西市社協の協力を得て行うことができるものとする。

③ 登録申請書においては、要援護者台帳への登録及び登録情報の自治会（自主防災組織）、民生委員、要配慮者支援者、消防署、警察署等への提供、その他この計画に基づく個人情報の取扱いに関し、要配慮者の同意を求めるものとする。

④ 市長は、②により民生委員等から提出を受けた登録申請書に基づいて要援護者台帳への登録を行うものとする。なお、要援護者台帳は、危機管理課において管理し、長寿介護課、地域福祉課においても保有することができるものとする。また、加西市社協においては、平常時の見守り支援活動に活用するため、要援護者台帳情報を保有することができるものとする。

(2) 市が保有する個人情報に基づく要配慮者の把握

① 市長は、(1)によっては把握できない要配慮者を把握するため、下記の要件のいずれかに該当する者（以下「潜在的な要配慮者」という。）の情報を(1)により作成した要援護者台帳と突合し、潜在的な要援護者であって要援護者台帳に登録されていない者を抽出するものとする。

- I 身体障がい者（身体障害者福祉手帳1級、2級）
- II 知的障がい者（療育手帳A判定）
- III 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- IV 要介護認定者（要介護3以上）

V 高齢者のみの世帯

VI その他市長が認める者

- ② 市長は、潜在的要配慮者の個人情報について、条例第12条第2項第2号の「当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」として目的外利用及び第三者提供を行うこととし、条例第45条第2項に基づき、あらかじめ加西市個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、災害発生時における要配慮者の避難支援によるその生命、身体等の保護の重要性を説明するとともに、個人情報の適切な取扱いを担保するための所要の措置を講ずる旨を十分に説明するものとする。
- ③ 市長は、潜在的要配慮者の住所、氏名、性別、生年月日、要配慮の理由等の避難支援に必要な基本的な個人情報を登録する台帳（以下「潜在的要配慮者台帳」という。）を作成するものとする。
- ④ 市長は、①により抽出した潜在的要配慮者について、文書によりこの計画の趣旨及びこの計画に基づく個人情報の取扱いについて説明した上で、要援護者台帳への登録の希望の有無を確認するものとする。
- ⑤ 市長は、④により確認した潜在的要配慮者の意向に従い、希望する者については(1)の例により支援者の指定、要援護者台帳への登録等を行うものとする。

(3) 未登録要援護者台帳の作成

- ① 市長は、災害発生時において要配慮者の生命、身体等を保護することの重要性に鑑み、要配慮者であるにもかかわらず(1)及び(2)を通じて避難支援を希望しないことが判明した者についても、災害発生時において可能な限りの確かつ迅速に避難支援、安否確認等を行うことができるよう、条例第12条第2項第2号の「当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」として保有する潜在的要配慮者に係る個人情報を目的外利用してこれらの者の住所、氏名、生年月日、要配慮の理由等の避難支援に必要な基本的な個人情報を登録する台帳（以下「未登録要援護者台帳」という。）を作成するものとする。
- ② 作成した未登録要援護者台帳は、本部室（防災部局）において管理し、救助部（福祉部局）においても保有することができるものとする。

3 要援護者台帳情報の共有

市長は、2(1)④により要援護者台帳への登録を行った後、要援護者台帳情報を要配慮者が所属する自治会（自主防災組織）、民生委員、要配慮者支援者、消防署に提供するものとする。

要援護者台帳情報の提供を受けた者は、要配慮者への日常的な訪問活動を通じ、要配慮者との信頼関係の構築に努めるものとする。

また、個人情報の適正な管理を担保するため、要援護者台帳情報の提供を受けた者か

ら条例第13条の規定により、個人情報の適正な取扱いに関する誓約書を市長に提出するものとする。

4 要援護者台帳等の更新

(1) 定期確認

ア 要援護者台帳

市長は、年に1回、要援護者台帳に登録している要配慮者に確認を求める旨の文書を送付するとともに、民生委員等の協力を得て、登録事項の異動等がないか確認し、登録事項に異動等があった場合には、(2)アの例により所要の措置を講ずるものとする。

イ 未登録要援護者台帳

市長は、年に1回、未登録要援護者台帳に登録している要配慮者について異動等がないか確認し、異動等があった場合には、(2)ウの例により所要の措置を講ずるものとする。

ウ 潜在的な要援護者台帳

市長は、年に1回、2(2)の例により、潜在的な要援護者台帳を改めて作成するものとする。

(2) 随時更新

ア 既登録要配慮者に係る登録情報の変更等

① 既に要援護者台帳に登録されている要配慮者又はその支援者（これらの者の家族等を含む。）は、死亡、転出その他の事情により要援護者台帳に登録された情報の変更、加除等（要配慮者としての登録そのものの消去を含む。）が必要となったときは、市長に対し、その旨を申し出るものとする。

② 市長は、①により申出を受けた場合において、要援護者台帳等について所要の変更等を行うとともに、必要に応じ、自治会（自主防災組織）、民生委員、要配慮者支援者等と連携して新たな支援者を指定するなどにより、申出に係る要配慮者について適切な支援が確保されるよう配慮するものとする。

③ 市長は、潜在的な要配慮者に係る行政事務の遂行において要援護者台帳等について変更等を要する事実を積極的に認知するよう努めるとともに、認知した場合においては、②の例により所要の措置を講ずるものとする。

イ 未登録要配慮者の登録

① 要援護者台帳に登録されていない要配慮者であって、新たに要援護者台帳への登録を希望する者は、市長に対し、その旨を申し出るものとする。

② 市長は、①により申出を受けた場合において、自治会（自主防災組織）、民生委員、要配慮者支援者等と連携して、2(1)の例により要援護者台帳への登録等を行うものとする。

③ 市長は、潜在的な要配慮者に係る行政事務の遂行において要援護者台帳等に登録

すべき要配慮者を積極的に認知するよう努めるとともに、認知した場合においては、2(2)の例により所要の措置を講ずるものとする。

ウ 未登録要援護者台帳の更新

市長は、潜在的要配慮者に係る行政事務の遂行において未登録要援護者台帳について変更等を要する事実を積極的に認知するよう努めるとともに、認知した場合においては、所要の変更等を行うものとする。

5 要配慮者に配慮した防災訓練の実施

市長は、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行うものとする。

自治会（自主防災組織）等は、定期的に要配慮者参加型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要な助言・指導を行うものとする。

第3 災害発生時における措置

市長は、加西市地域防災計画に定める基準により、避難情報（避難準備情報、避難勧告及び避難指示をいう。）を適切なタイミングで躊躇することなく早期に発令し、広報車、電話、ファクシミリ、各町有線放送、かさい防災ネット、その他利用可能な手段を活用して迅速かつ確実に伝達するものとする。

(1) 市長及び自治会（自主防災組織）等が講ずべき措置

① 市長は、災害対策本部の救助部に命じ、自治会（自主防災組織）等の責任者に対し、避難情報を迅速に伝達するとともに、条例第8条第1号の「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」と認め、未登録要援護者台帳の当該地区関係情報を提供するものとする。

② ①により避難情報を伝達された自治会（自主防災組織）等の責任者は、支援者等に対してその旨を伝達し、要援護者台帳に登録された要配慮者の避難を支援するよう指示するものとする。さらに、自治会（自主防災組織）等の責任者は、地区内の要配慮者に対する避難支援の実施状況を把握し、担当する要配慮者の避難支援措置を終えた支援者を他の要配慮者の避難支援に加勢させるなど、全体として支援措置が的確かつ迅速に行われるよう必要な指示をするとともに、地区内の要配慮者が漏れなく避難したか確認を行うものとする。

③ 自治会（自主防災組織）等は、②による措置と並行し、又は引き続き、②の例により、未登録要援護者台帳に登録された者に対する避難を支援するものとする。

(2) 警察等に対する情報提供

市長は、警察等から住民の安否確認、救助活動等を行うために必要があるとして求められた場合には、必要な範囲で要援護者台帳情報等を提供するものとする。

第4 災害時における福祉サービスの継続（BCP）

1 福祉サービス提供者等との連携

本部室及び救助部は、災害時において、介護支援専門員等の福祉サービス提供者等と連絡を密に取り、福祉サービス提供者等が住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行えるように支援するものとする。また、発災時において、救助部は、避難支援計画と、福祉サービス提供者等が実施可能な範囲内で把握した安否情報、避難所の避難者名簿等とを照合しながら、要配慮者の「抜け、漏れ、落ち」も確認するものとする。

平常時においても、福祉サービス提供者等の参加を得つつ、災害時における対応・連携に関する研修や実践的な訓練を実施するものとする。

2 福祉サービスの継続

発災により居住環境が急激に変化するため、本部室（防災部局）及び救助部（福祉部局）は、福祉サービス提供者との間で速やかに連絡を取り、要配慮者の安否や居住環境等を確認するものとする。

この際、必要に応じて福祉施設への緊急入所等の対応を早急にとるとともに、特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れざるを得ない場合等においては、加西市と福祉サービス提供施設、福祉サービス提供者等との間で緊密に連携するものとする。

そのため、加西市は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、兵庫県、関西広域連合、国等と緊密に連携するとともに、福祉サービスの継続に必要な体制を確立するものとする。

なお、大規模災害時においては、福祉サービス提供施設や福祉サービス提供者も被災し、福祉サービスの継続のために必要な人員や施設の確保が困難となった場合、また、避難所等における要配慮者への福祉サービスの提供のための介護職員の確保が必要となった場合、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入も活用しつつ、発災後においても必要な人員を確保し、関係者と緊密な連携を図るものとする。

広域的に応援派遣された保健師、看護師等の効果的な活動大規模災害時における要配慮者への直接的な支援に関し、避難所に応援派遣された保健師、看護師等を積極的に活用するとともに、これらの支援者が効率的かつ効果的な活動が実施できるように、十分な調整を実施するものとする。

第5 福祉避難所の設置・活用による支援

1 福祉避難所の役割

介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らないが、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を受入れ、適切な支援を行う役割を担うため、必要に応じて福祉避難所を設置する。

2 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など一般の避難所生活が困難で、何らかの配慮が必要となる要配慮者とその者を介護する家族とする。

高齢者介護施設や障害者施設などの入所者は施設での対応となるため、原則として福祉避難所の対象者とししないものとする。

3 福祉避難所の設置場所

介護施設や障害者施設等の福祉施設など（令和5年3月現在15か所）

※ 各施設の受け入れ可能人数に限りがあるため、必要に応じて、小学校や中学校、一般の避難所の中で別の部屋を設けるか、避難所の一角を区切るなどして空間を確保し福祉避難室として対応するものとする。

4 福祉避難所の運営体制

福祉避難所の開設は、一般の避難所への災害時要配慮者の避難状況、予想される避難期間等を考慮し、関係部とも調整の上、本部室で判断するものとする。

指定緊急避難場所、指定避難所における福祉避難室の開設は、本部室または避難所担当職員の判断により行うものとし、開設した場合は本部室に報告するものとする。

(1) 設置期間

災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の開設期間は、原則として災害の発生した日から7日以内となる。しかし、市内全域が被害を受けたような大災害の場合で、7日間での閉鎖が困難なときは、兵庫県を通じて厚生労働大臣との協議により必要最小限の期間を延長するものとする。

(2) 物資等の確保

加西市は、食料や毛布をはじめとする最小限の物資を備蓄している。万一、不足が生じた場合については、物資等供給協定を締結している事業者からの調達などにより必要量の確保を図る。

災害時要配慮者の援護に要する生活必需品等に関しては、加西市においても確保できるよう努めるものとするが、供給ルートが限定されている物資も多いことから、本

人や家族に普段から余裕をもって準備することを周知するものとする。

(3) 人材の確保

福祉避難所に必要な人材は、介護、医療福祉関係の専門職による支援が必要となるが、市職員だけで対応することは困難であることから、関係団体や事業者との関係を強化し、人材支援を得られるよう連携を図るものとする。

また、加西市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動に従事してもらうための災害ボランティア登録制度を活用し、事前に人材の確保に努めるものとする。

併せて、加西市社会福祉協議会は、加西市の要請により災害ボランティアセンターを開設し、一般のボランティアを市内外から受け入れるものとする。

(4) 移送手段の確保

一般の避難所から福祉避難所への移動は、原則として家族等の協力を得て要配慮者自身が行うものとするが、移動が困難な場合は、公用車、介護タクシー等災害時要配慮者の状況に応じた移送手段の確保を図るものとする。

第6 要援護者台帳の福祉目的での活用

この計画で作成した要援護者台帳は、平常時から加西市及び加西市の関連機関において要配慮者本人に係る福祉の推進及び支援を実施するため活用できるものとする。

第7 加西市社協による登録申請書の活用

この計画の登録申請書は、社会福祉法人加西市社会福祉協議会の福祉を高める運動対象世帯調査票として、平常時から社会福祉協議会の地域福祉活動の推進と支援を実施するために活用するものとする。

第8 その他

この計画の実施のために必要な登録申請書等の様式は、市長が別に定める。